

公 示

次のとおり、見積を募集する。

令和8年3月6日

宇和島市立吉田病院
宇和島市病院事業管理者 梶原 伸介

1. 見積を募集する事項

項 目	内 容
件 名	消防設備保守点検業務
施 行 場 所	宇和島市吉田町北小路甲 217 番地 地内
委 託 期 間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
概 要	消防法の規定に基づく点検業務
仕 様 書 等	別紙のとおり（現地調査希望の場合は、担当部署まで
現 場 説 明	希望者は、担当部署までご連絡下さい
見 積 方 式	希望型競争見積
対 象 範 囲	市内業者
技術者・実績 その他要件	仕様書に記載
見積書提出期限	令和8年3月16日（月） 正午まで

2. 参加資格

宇和島市病院局又は宇和島市の競争入札参加資格による調達内容に適合した登録が対象範囲に該当していること。なお、対象範囲以外の者が提出した見積書は、参考見積の扱いとする場合がある。

3. 見積について

- （1）見積金額は、指定様式に、上記業務に必要な総額を記載すること。
- （2）採用決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって採用とするので、見積者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。
- （3）見積書は封かんの上、提出すること。
- （4）見積書の作成及び提出にかかる費用は、見積者の負担とする。
- （5）提出された書類等については、見積者に返却しない。
- （6）見積書は、所定の期限までに持参又は郵送により担当部署にて受け付ける。
- （7）見積書の日付は、令和8年3月16日 とすること。

4. 採用業者の決定方法、及び通知

- (1) 予定価格の範囲内で最も低価格の見積書を採用する。
- (2) 採用予定者を決定後、当該見積者に通知する。
- (3) 予定価格は公表しない。
- (4) 令和8年度予算の成立を前提に行う年度開始前準備行為であり、本業務に係る予算が成立した場合に履行される。

なお、本業務に係る予算が成立しなかった場合には契約を破棄する。この場合、本見積合わせから契約に要したすべての費用については参加者の負担とする。

5. 仕様書等の閲覧について

仕様書等の閲覧は、公示をした日から見積書提出期限日まで当院ホームページ上で行う。

6. 契約書等について

要委託契約書

7. 支払い条件

業務報酬の支払は、受託者から業務終了報告書を受け取った後、検査終了後に支払う。

なお、受託者より適法な支払い請求を受理したときは、その日から30日以内に支払うものとする。

8. 担当部署

担当者 宇和島市立吉田病院 総務係
電話番号 0895-52-0611 内線 114

仕 様 書

1. 物 件 名 消防設備保守点検業務
2. 所 在 地 宇和島市吉田町北小路 217 番地
3. 構造・規模 鉄筋コンクリート造 4 階建、鉄骨造 3 階建
建築面積 2028.40 m²、延べ面積 5052.46 m²
鉄筋コンクリート造 3 階建（旧リハビリ棟）
建築面積 243.20 m²、延べ面積 435.22 m²
4. 用 途 病院内の消防設備保守点検業務
5. 内 容 消防法第 17 条 3 の 3 の規定に基づく点検業務

6. 項 目

- (1) 消火器（放出試験は別途）
 - (2) 屋内消火栓設備（ホースの耐圧性能試験は別途）
 - (3) スプリンクラー消火設備（連結送水管の耐圧性能試験は別途）
 - (4) 非常用自家発電設備
 - (5) 移動式粉末消火設備
 - (6) 自動火災報知設備
 - (7) 非常警報（放送）設備
 - (8) 火災通報装置
 - (9) 避難器具
 - (10) 誘導灯器具
 - (11) 上記設備の非常用電源及び配線
 - (12) 点検結果報告書作成等諸経費
- (※注)

- (1) 消防用設備等の詳細については、前回の消防用設備等点検結果報告書の閲覧ができるので申し出ること。
- (2) 訓練立会、誤動作解除、緊急事故対応等保守管理を含むこと。
- (3) 消防法、総務省消防庁告示・通達等の要領を厳守し実施すること。
- (4) 点検結果に基づき、不良箇所の見積書を提出すること。

7. 点検内容

消防用設備等の点検は、消防法第 17 条 3 の 3 及び消防法施行規則第 31 条の 6 の規定に基づき、「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式（昭和 50 年消防庁告示第 14 号）」及び「消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式（平成 16 年消防庁告示第 9 号）」に定めるところにより適正に行うものとする。

8. 点検者

点検者は、消防設備士免状の交付を受けている者又は総務大臣が認める資格を有する者とし、点検作業中は消防設備士免状等を携帯していること。

9. 点検回数等

点検回数は2回とし、点検（機器点検及び総合点検）を9月、点検（機器点検）を3月に実施する。

10. 守秘義務

点検業務上知り得た秘密は、他に漏らしてはならない。

11. その他

- (1) この仕様書は、業務の大要を示すものであって、現場の状況に応じて軽微なもので管理上必要と認められる作業は、契約金額の範囲内で誠意をもって行うものとする。
- (2) この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。